

「戸田市水洗便所改造資金融資・補助条例の一部を改正する条例(案)」

意見募集期間

令和6年10月12日 から 令和6年11月14日 まで

概要

戸田市上下水道事業では、下水道が供用開始され、新たに下水道に接続可能となった区域にお住まいの方々に対して、下水道への切り替えを促進するために、「戸田市水洗便所改造資金融資・補助条例」に基づき、既存の便所(汲み取り及び浄化槽)を水洗便所へ改造するための資金の「融資のあっせん」及び「補助金の交付」を行ってきました。

これら二つの事業のうち、「補助金の交付」については、現在においても高い補助件数を維持する一方で、「融資のあっせん」については、平成3年度以降、現在までの34年間、貸付件数が無い状態が続いております。

このような状況を踏まえ、「融資のあっせん」については、市民ニーズの変化により、その役割を終えたものと考えられることから、これを廃止し、「補助金の交付」に一本化する改正を行います。

また、「補助金の交付」のうち、生活保護を受けているの方々に対する補助金については、運用の適正化及び公平性の確保を図るため、全額ではなく実勢価格に基づく金額を補助する改正を行います。

市民生活への影響

「融資のあっせん」を廃止し、「戸田市水洗便所改造資金融資・補助条例」を「戸田市水洗便所改造資金補助条例」に改め、「補助金の交付」による事業に一本化します。また、「補助金の交付」のうち、生活保護を受けているの方々への改造費用の補助金については、実勢価格に基づいた金額となります。

